



2024年12月17日

各 位

会 社 名 株式会社 J T O W E R  
代表者名 代表取締役社長 田中 敦史  
(コード番号：4485、東証グロース)  
問合せ先 上席執行役員 C F O  
経営企画・財務本部  
本部長 稲野辺 英輝  
(TEL. 03-6447-2614)

### 株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に係る承認決議のお知らせ

当社は、2024年11月14日に公表した「株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2024年11月14日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2025年1月6日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年1月7日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2024年11月14日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類  
普通株式

② 併合比率  
当社株式について、2,338,750株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数  
25,730,351株

(注1)「減少する発行済株式総数」は、当社が2024年11月14日に公表した「2025年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年9月30日現在

の発行済株式総数（25,723,218株）に、2024年9月30日以降2024年11月8日までに行使された第12回新株予約権（注2）825個の目的となる当社株式の数（3,300株）及び2024年11月8日以降本株式併合の効力発生日までに行使されることが見込まれる第14回新株予約権（注3）1,100個の目的となる当社株式の数（4,400株）を加算した株式数（25,730,918株）から、当社が2024年11月14日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において決議した、2025年1月8日時点で消却する予定の2024年11月8日現在当社が所有する自己株式数（556株）を除いた株式数（25,730,362株。以下「本基準株式数」といいます。）を前提としております。

（注2）「第12回新株予約権」とは、2018年5月30日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第12回ストック・オプション（株式会社J TOWER—E 2号（第1回）新株予約権）（行使期間は2020年5月31日から2028年5月30日まで）をいいます。

（注3）「第14回新株予約権」とは、2019年6月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第14回ストック・オプション（株式会社J TOWER—E 2号（第3回）新株予約権）（行使期間は2021年6月27日から2029年6月26日まで）をいいます。

④ 効力発生前における発行済株式総数

25,730,362株

（注4）「効力発生前における発行済株式総数」は、本基準株式数を記載しております。また、当社は、本取締役会において、2025年1月8日付で自己株式556株（2024年11月8日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

11株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

44株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー（以下「公開買付者」といいます。）及び株式会社カルティブ（以下「カルティブ」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様

に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及びカルティブのみとし、当社株式を非公開化することを目的とする取引の一環として行われるものであること、並びに当社株式が2025年1月7日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年1月8日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が実施した、2024年8月15日から2024年10月10日までを買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株あたりの買付け等の価格と同額である3,600円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称  
ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー（公開買付者）

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を含む当社を非公開化するための一連の取引の実行に係る資金を、公開買付者の唯一の社員（メンバー）であるDB Pyramid Holdings, LPによる金銭出資により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、当該出資に係る出資証明書等を確認しており、また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年1月下旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取るることについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年2月中旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2025年4月中

旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

## 2. 第2号議案（定款の一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

なお、当該変更の内容の詳細は、2024年11月14日付当社プレスリリースに記載のとおりです。また、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2025年1月9日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は44株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は11株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及びカルティブのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (4) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及びカルティブのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第18条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

## 3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2024年12月17日（火）
② 整理銘柄指定日	2024年12月17日（火）
③ 当社株式の売買最終日	2025年1月6日（月）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2025年1月7日（火）（予定）
⑤ 株式併合の効力発生日	2025年1月9日（木）（予定）

以上